

大

資料No.4

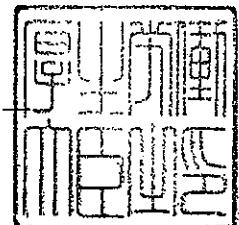
厚生労働省発職第0603001号

平成21年6月3日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 弁添 要



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会
の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（案）（抄）

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一・二（略）

三 育児・介護雇用安定等助成金制度の改正

育児・介護雇用安定等助成金について、新たに次に掲げる事業主を助成対象とするものとすること。

- (一) その雇用する三歳に達するまでの子を養育する被保険者について、短時間勤務の制度を設けた事業主であつて、当該制度を利用した被保険者がいる中小規模事業主
- (二) その雇用する小学校就学の始期に達するまでの子を養育する被保険者について、短時間勤務の制度を設けた事業主であつて、当該制度を利用した被保険者がいる中小規模事業主以外の事業主

四（略）

第二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正

第一の三について、期間を定めて雇用されている労働者も利用できる短時間勤務制度を設け、当該制度を利用した当該労働者が最初に生じた場合には、二十万円を支給するものとすること。

第三 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正

短時間正社員制度を導入した事業主に対して支給する短時間労働者均衡待遇推進等助成金について、制度利用者の二人目から十人目までを新たに支給対象とするものとすること。

第四 施行期日等

- 一 この省令は、公布の日から施行するものとすること。 (略)
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとすること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うものとすること。